

議案第 9 号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 3 月 2 日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和 42 年加西市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「8,000 円」を「7,000 円」に改める。

第 7 条の 2 中「8,000 円」を「7,000 円」に、「4,000 円」を「3,500 円」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号ウ中「5,600 円」を「4,900 円」に改め、同号エ中「5,600 円」を「4,900 円」に、「2,800 円」を「2,450 円」に改め、同項第 2 号ウ中「4,000 円」を「3,500 円」に改め、同号エ中「4,000 円」を「3,500 円」に、「2,000 円」を「1,750 円」に改め、同項第 3 号ウ中「1,600 円」を「1,400 円」に改め、同号エ中「1,600 円」を「1,400 円」に、「800 円」を「700 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

低所得者層の負担軽減を図るため所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

①後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

8,000 円→7,000 円

②後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

特定世帯以外の世帯 8,000 円→7,000 円

特定世帯 4,000 円→3,500 円

③上記均等割額及び平等割額の改正に伴う軽減額の改正